#### Public Relati

## 地域密着型サービス事業所 を整備する法人

サービスの種類 認知症対応型共 同生活介護(グループホーム) 1 か所 1ユニット(9人)

対象地域 三原市全域の住宅地、ま たはそれに準じる地域

応募資格 設備、人員など国の基準 を満たし、今年度中に開設するこ とができる法人

※地域密着型サービスは、地域との 連携・交流を図るため、地元の理解 や同意を得ることが必要です。整備 計画に当たっては、事前に地域の代 表者や住民などに説明を行うなど、 十分な理解を得てください。今回、 地域介護・福祉空間整備等交付金は 利用できません。

申し込み・問い合わせ 13日(金)17時 までに提出書類(高齢者福祉課、 市ホームページに用意) に必要事 項を記入し、高齢者福祉課(☎ 0848@6240M0848@2130) へ持参してください

確認 護 社会福祉 ム」への入所や、 などを利用するとき、 法人が 行う「特別 「訪問 介護 世

収入や所

有資産、

扶養状況

3

4

Ō

O O

84

8 64)

 $\bar{2}$ 

社会 福 祉 法 利 苚

治者負 養護老人 」「通所 担 帯

住費(滞在費)が 減額され を利用するとき、

所得段階に応じ

措置者)は、

利用者負担、

居

住

別

設サー

ビスや短期入所サー

規申請はできません。 減認定」制度は、 費が減額されます。 終了となりますので、 ※なお、「訪問介護等利 い合わせ先 、平成20年6月30年6月30日 高齢 | 者福祉 更新 お 課 7 ょ び 0  $\exists$ 額 で

在費 食費、 せば、 0) 要件を 宿 利用者負担 居住費(滞 泊費

れる制度があります。該当する人は申

請書を提出して認定手続きをしてく

して、

次のような利用者負担が軽減さ

介護保険には、

低所得の利用者に対

ださい。

また、

現在持っている認定証

は、今月30日(月)が有効期限です。忘

れずに更新手続きをしてください

介護保険負担限度額認定証

養護老人ホームに入所して に関する認定証 特別養護老人ホ が減額され 平成12年3月 、ます。 31 ı  $\exists$ 0) ഗ )旧措置 時 点で、 いた人(旧 入所者 特





# 浄化槽に関するお知ら

## 浄化槽の設置・使用開始・変更・ 廃止などの手続き

4月から浄化槽に関する窓口が県から環境政策 課に移りました。建築確認申請を伴う場合は、こ れまでどおり建築課などで手続きをしてください。

## ▶浄化槽の適正管理

トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化 槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚 染につながります。浄化槽の機能を適正に保つた め、浄化槽を設置している人は、浄化槽法により 次のことが義務づけられています。

#### 【保守点検と清掃】

専門業者による定期的な保守点検と清掃を、毎 年法律で定められた回数以上を行い、その記録を 3年間保存してください。

保守点検は、浄化槽の点検・調整などを行い、 清掃は、浄化槽内に生じた汚泥を引き抜き、清掃 を行います。

#### 【法定検査】

指定検査機関による検査で、浄化槽が正常に機 能し、生活雑排水が十分浄化されているかを確認 するために不可欠なものです。必ず受検しましょう。

検 査 名	対 象	回 数	種類	指定検査機関
7条検査 (設置後の水質 に関する検査)	すべての 新設浄化槽	初回のみ	ガイドライン検査 (環境省が示した 検査項目)	県環境保全センター (☎082・849・6411)
11条検査 (定期検査)	11人槽以上	毎年1回		
	10人槽以下	5年に1回		
		5年に4回	効率化検査 (ガイドライン検査 を一部発減した検査)	県浄化槽維持管理協会 (☎082·546·2168)

### ●小型浄化槽設置補助の 手続き

4月から小型浄化槽設置補助申請が環境管理課 から環境政策課に変わりました。補助の対象とな る地域や補助金額などは、環境政策課に問い合わ せてください。大和地域は、市が浄化槽を設置す る制度があります。大和支所産業建設課(☎0847 ③30229)に問い合わせてください。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848億616820848億6199)